

2025年度 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業  
調査レポート

## 2026年度シンガポール予算案 税制改正の概要

(2026年2月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)  
シンガポール事務所

海外展開支援部

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）シンガポール事務所が現地会計事務所 SCS Global Consulting(S) Pte Ltd に作成委託し、2026年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび SCS Global Consulting(S) Pte Ltd は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび SCS Global Consulting(S) Pte Ltd が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

ジェトロ・シンガポール事務所

E-mail : [SPR@jetro.go.jp](mailto:SPR@jetro.go.jp)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外展開支援部 中堅中小企業課 プラットフォーム班

E-mail : [platform-bda@jetro.go.jp](mailto:platform-bda@jetro.go.jp)

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font.

## 目次

|   |    |
|---|----|
| I. 予算案の概要.....  | 1  |
| II. 法人税.....  | 1  |
| 1. 法人税の税額控除.....  | 1  |
| 2. 国際化スキームにおける二重控除の拡充.....                                    | 2  |
| 3. プラットフォーム事業者による CPF 任意抛出の損金算入.....                          | 3  |
| III. 優遇税制.....  | 3  |
| 1. 企業技術革新スキーム Enterprise Innovation Scheme (EIS) の拡充.....     | 3  |
| 2. 金融セクターに係る源泉税免除措置の延長.....                                   | 4  |
| 3. Finance and Treasury Centre (FTC) インセンティブの延長および拡充.....     | 5  |
| 4. Global Trader Programme (GTP) の延長および拡充.....                | 5  |
| 5. 適格寄附に係る 250%損金算入制度の延長.....                                 | 6  |
| 6. Not-for-Profit Organisation Tax Incentive (NPOTI) の延長..... | 6  |
| 7. 一部投資関連優遇制度の終了 (IA-ER および格付小売債二重控除).....                    | 6  |
| IV. その他の税制改正.....   | 7  |
| 1. 車両登録抹消時の還付金 (PARF Rebate) の引き下げ.....                       | 7  |
| 2. たばこ製品に対する物品税の引き上げ.....                                     | 8  |
| V. その他.....   | 8  |
| 1. フルタイムの現地従業員の最低月給 (LQS) の引き上げ.....                          | 8  |
| 2. 累進給与補助金制度 (PWCS) の拡充と適用期間の延長.....                          | 9  |
| 3. シニア就労者の中央積立基金 (CPF) 抛出率の引き上げと雇用者の負担軽減策.....                | 10 |
| 4. 外国人労働者政策.....  | 11 |
| (1) Employment Pass (EP) 保持者と S Pass 保持者の最低給与の引き上げ.....       | 11 |
| (2) 外国人雇用税 (FWL) の改定.....                                     | 12 |

## 2026 年度シンガポール予算案（税制改正）の概要

### I. 予算案の概要

2026 年 2 月 12 日、ローレンス・ウォン首相兼財務相により、2026 年度（2026 年 4 月～2027 年 3 月）予算案が発表された。

2026 年度予算案は、経済戦略の高度化、AI の戦略的活用、競争力の強化と持続可能性の確保を基本的方向性としている。税制改正は、これらの政策目標を具体化する手段として位置付けられている。

法人税率に変更はなく、企業の負担を緩和する単年度の税額控除および現金支給措置は昨年度に引き続き実施されるが、控除率や上限額等の内容は見直されている。これは恒久的な減税ではなく、経済環境を踏まえた一時的支援である。

優遇税制では、国際展開支援制度の拡充や AI 関連支出の追加など、企業の高度化投資を促す改正が行われた。あわせて、金融・トレーディング関連の優遇制度や一定の源泉税免除措置が延長され、国際金融・貿易ハブとしての地位維持が図られている。一方で、政策優先順位の見直しに伴い、一部の環境関連投資控除や債券関連優遇制度は終了する。

内国歳入庁（Inland Revenue Authority of Singapore : IRAS）：

2026 年度予算：税制改正および企業向け給付措置「[Budget 2026: Tax Changes and Enterprise Disbursements](#)」

### II. 法人税

#### 1. 法人税の税額控除

2026 賦課年度においては、企業のコスト負担軽減を図るため、昨年に引き続き法人税の現金給付および税額控除が実施されるが、支給額および控除率ならびに上限額については一部見直しが行われている。

2025 年 1 月から 12 月の間に少なくとも 1 名の現地従業員（シンガポール人または永住権者保有者）を雇用していたことが中央積立基金（CPF）の拠出状況で確認できた企業に対しては、1,500 S ドルの現金給付（CIT Rebate Cash Grant）が 2026 年第 2 四半期以降に支給される予定である。なお、現地従業員には、会社の取締役兼株主は含まれない。

さらに、当該 CIT Rebate Cash Grant に加えて、2026 賦課年度においては、法人税額の 40% の税額控除が付与される。税額控除および CIT Rebate Cash Grant の合計額は 3 万 S ドルを上限とする。したがって、CIT Rebate Cash Grant を受給する場合には、税額控除は、3 万 S ドルから当該受給額を控除した残額が上限となる。

IRAS : [「Corporate Income Tax Rate, Rebates & Tax Exemption Schemes」](#)

## 2. 国際化スキームにおける二重控除の拡充

Double Tax Deduction for Internationalisation（以下、「DTDi」）スキームでは、適格な市場開拓および投資開発活動に係る費用について、200%相当額の税務上の損金算入（いわゆる二重控除）が認められている。

2026 年度予算案においては、企業の国際展開を一層促進する観点から、DTDi の制度内容が拡充された。具体的には、事前承認を要せずに申請可能な支出上限が、従来の年間 15 万 S ドルから 40 万 S ドルへ引き上げられる。

また、事前承認を不要とする対象範囲が拡大され、海外市場開拓出張および海外投資調査出張に係る適格費用に加え、投資実現可能性調査、デューデリジェンス、マスターライセンス・フランチャイズ契約、市場調査、海外事業開発、海外向け企業パンフレット制作等が新たに含まれる。

なお、年間 40 万 S ドルを超える支出および海外拠点設置や電子商取引キャンペーンに係る費用については、引き続き、シンガポール企業庁（Enterprise Singapore : ESG）またはシンガポール観光局（Singapore Tourism Board : STB）の事前承認が必要となる。

本改正は 2027 賦課年度（YA2027）より適用される予定であり、詳細は ESG より 2026 年第 2 四半期までに公表される予定である。

IRAS : 「[Double Tax Deduction for Internationalisation Scheme](#)」

ESG : 「[Double Tax Deduction for Internationalisation](#)」

### 3. プラットフォーム事業者による CPF 任意拠出の損金算入

従来、プラットフォーム事業者がプラットフォームワーカーのために任意で行う中央積立基金（CPF）の拠出については、税務上の損金算入は認められていなかった。

2026 年度予算案では、Voluntary Contributions to MediSave Account（VC-MA）制度に基づき、Matched MediSave Scheme の対象となるプラットフォームワーカーのために行う CPF 現金拠出について、税務上の損金算入を認めることが提案された。

ここでいうプラットフォーム事業者とは、配車サービスや配送仲介等のデジタル・プラットフォームを通じて個人に業務機会を仲介する事業者を指し、当該プラットフォームワーカーは通常、雇用契約に基づく従業員ではなく、自営業者（Self-Employed Person）として取り扱われる個人をいう。

本改正は、2026 年 1 月 1 日以降に行われた拠出分について適用され、税務上は 2027 賦課年度（YA2027）より適用される予定である。

## III. 優遇税制

### 1. 企業技術革新スキーム Enterprise Innovation Scheme（EIS）の拡充

Enterprise Innovation Scheme（EIS）は、企業による研究開発およびイノベーション活動を促進することを目的として、一定の適格支出について 400%相当額の追加損金算入を認める制度である。

対象活動は、①シンガポール国内で実施される適格研究開発活動、②知的財産権（IP）の登録、③知的財産権の取得およびライセンス、④SkillsFuture 助成対象で Skills Framework に整合する研修コース、⑤ポリテクニク、Institute of Technical Education 等のパートナー機関との共同イノベーション・プロジェクトである。

支出上限は、活動①から④については各賦課年度につき 40 万 S ドル、活動⑤（共同プロジェクト）については各賦課年度につき 5 万 S ドルとされている。

また、企業は適格支出総額のうち最大 10 万 S ドルまでを、追加損金算入に代えて 20% の現金給付を選択することができる。

2026 年度予算案では、企業の AI 活用を促進する観点から、EIS が 2027 賦課年度および 2028 賦課年度について強化される。具体的には、⑤共同イノベーション・プロジェクトの対象機関に製造向けに設立された Sectoral AI Centre of Excellence が追加されるとともに、AI 関連支出が新たな適格活動として創設される。これにより、適格 AI 支出については各賦課年度につき 5 万 S ドルを上限として 400% の追加損金算入が認められる。なお、新設された AI 関連支出については、既存の 20% の現金給付の対象外とされる。

詳細は IRAS より 2026 年中頃までに公表される予定である。

IRAS : 「[Enterprise Innovation Scheme \(EIS\)](#)」

## 2. 金融セクターに係る源泉税免除措置の延長

非居住者に対する利息支払は 15% の源泉税の対象となるが、金融セクターの競争力確保の観点から、一定の金融取引に係る支払については源泉税免除が認められている。

当該免除措置は 2026 年 12 月 31 日をもって失効予定であったが、2026 年度予算案では 2031 年 12 月 31 日まで延長される。

延長対象は、以下の支払を含む。

- 指定事業体による Section 12(6) の支払（非居住者に対する利息、手数料、保証料その他これらに類する金融関連支払）

- シンガポールの金融機関が提供する仕組債等の構造化商品に係る支払
- 適格金融機関による店頭デリバティブ取引（OTC）に係る支払
- シンガポールドル建債券発行体に対するクロスカレンシースワップ取引に係る支払
- 証拠金に対する利息支払（承認取引所等に係るもの）
- 証券貸借・レポ取引に係る一定の支払
- シンガポール通貨金融庁（Monetary Authority of Singapore、MAS）が行う金利または通貨スワップ取引に係る支払

### 3. Finance and Treasury Centre (FTC) インセンティブの延長および拡充

Finance and Treasury Centre (FTC) インセンティブは、承認を受けた財務統括拠点に対し、適格所得について 8%又は 10%の優遇税率を適用する制度である。また、適格活動のために使用される借入金に係る利息支払については源泉税免除が認められている。

本制度は 2026 年末で失効予定であったが、2026 年度予算案では、当該優遇税率の適用期限を 2031 年 12 月 31 日まで延長する。

さらに、源泉税免除の対象範囲が拡大され、従来の利息支払に加えて、利息類似借入費用も対象に含まれる（2026 年 2 月 13 日以降の支払分より適用）。

EDB : 「[Finance and Treasury Centre \(FTC\) Incentive](#)」

### 4. Global Trader Programme (GTP) の延長および拡充

Global Trader Programme (GTP) は、承認を受けた国際貿易会社に対し、適格取引から生じる所得について 5%、10%又は 15%の優遇税率を適用する制度である。

本制度は 2026 年末で失効予定であったが、2026 年度予算案では、当該優遇税率の適用期限を 2031 年 12 月 31 日まで延長する。

加えて、適格取引商品リストに、Environmental Attribute Certificates が追加される（2026 年 2 月 13 日以降）。

ESG : 「[Global Trader Programme](#)」

## 5. 適格寄附に係る 250%損金算入制度の延長

Institutions of a Public Character (IPC) および一定の適格機関に対する寄附については、支出額の 250%相当額の損金算入が認められている。

対象寄附には、法人による現金寄附、土地・建物の寄附、美術品の寄附等が含まれる（一定の場合には個人寄附者のみを対象とする寄附類型も存在する）。

本制度は、2026 年末で失効予定であったが、2026 年度予算案において、2027 年 1 月 1 日から 2029 年 12 月 31 日まで延長される。

また、Corporate Volunteer Scheme (CVS) についても同期間延長される。本制度では、企業が従業員を IPC へ派遣する等の活動に関連して支出した費用(給与等)について、250%相当額の損金算入が認められる。年間支出上限は、企業単位で 25 万 S ドルとされている。

## 6. Not-for-Profit Organisation Tax Incentive (NPOTI) の延長

Not-for-Profit Organisation Tax Incentive (NPOTI) は、承認を受けた非営利団体 (NPO) に対し、一定の所得について法人税の免税を認める制度である。

本制度は 2027 年 12 月 31 日をもって失効予定であったが、2026 年度予算案において、2032 年 12 月 31 日まで延長されることが提案された。

## 7. 一部投資関連優遇制度の終了 (IA-ER および格付小売債二重控除)

Investment Allowance for Emissions Reduction (IA-ER) 制度は、エネルギー効率向上または温室効果ガス排出削減を目的とする設備投資に対し投資控除を認める制度であったが、2026 年 12 月 31 日をもって終了する。

ただし、排出削減支援については、Resource Efficiency Grant for Emissions および Refundable Investment Credits for Decarbonisation 等の既存制度により引き続き対応する方針が示されている。

また、Seasoning Framework および Exempt Bond Issuer Framework の下で、格付けされた一般投資家向け債権の発行に係る一定の適格初期費用について認められていた 200%相当額の損金算入制度も、2026 年 12 月 31 日をもって終了する。

ただし、債券市場関連の他制度である Qualifying Debt Securities (QDS) 制度および Global-Asia Bond Grant Scheme は引き続き利用可能である。

## IV. その他の税制改正

### 1. 車両登録抹消時の還付金 (PARF Rebate) の引き下げ

安全で環境に優しい車両の使用を奨励する目的で、乗用車およびタクシーの所有者を対象として、PARF（車両登録抹消時に登録料の一部が還付される制度）が導入されている。PARF は、車両購入時に支払った追加登録料 (Additional Registration Fee, ARF) に対する割合で計算され、登録抹消時の車両の経過年数に基づいて段階的に調整される。

電気自動車とハイブリッド車は汚染物質の排出量が少なく普及が進むにつれて PARF の意義は薄れてきたため、以下表のとおり、PARF を一律 45%削減することが、2026 年予算案で公表された。PARF 還付金の上限額は、6 万 S ドルから 3 万 S ドルに引き下げられる。

| 登録抹消時の車齢    | 現行の PARF 還付金 | 改正後 PARF 還付金 |
|-------------|--------------|--------------|
| 5 年以下       | ARF の 75%    | ARF の 30%    |
| 5 年超 6 年以下  | ARF の 70%    | ARF の 25%    |
| 6 年超 7 年以下  | ARF の 65%    | ARF の 20%    |
| 7 年超 8 年以下  | ARF の 60%    | ARF の 15%    |
| 8 年超 9 年以下  | ARF の 55%    | ARF の 10%    |
| 9 年超 10 年以下 | ARF の 50%    | ARF の 5%     |
| 10 年超       | 還付なし         | 還付なし         |

改正後の PARF 還付金と 3 万 S ドルの上限額は、COE での入札対象の車両には、2026 年 2 月の第 2 回 COE 入札で取得した COE で登録される車両から適用され、COE での入札対象外の車両 (タクシーなど) には、2026 年 2 月 13 日以降に登録する車両に適

用される。貨物兼乗用車、クラシックカー、保管中の車両など、PARF 還付金の対象外の車両には適用されない。

## 2. たばこ製品に対する物品税の引き上げ

たばこ製品の消費を抑制するため、2026年2月12日以降、すべてのたばこ製品を対象として物品税が一律20%引き上げられた。

- i) 葉巻たばこ、シガリロ、紙巻きたばこ、その他の製造たばこ:  
1kgmあたり491ドルまたは1本あたり49.1セントから1kgmあたり589ドルまたは1本あたり58.9セントに引き上げ
- ii) インド葉巻（ビディ）、その他の無煙タバコ:  
378ドル/kgmから454ドル/kgmに引き上げ
- iii) 未加工たばこ、カットタバコ、その他のタバコ廃棄物:  
446ドル/kgmから535ドル/kgmに引き上げ

## V. その他

### 1. フルタイムの現地従業員の最低月給（LQS）の引き上げ

外国人労働者（EP、S Pass、Work Permit 保持者）を雇用している企業は、以下 i) と ii)の両方の要件を満たす必要がある。

- i) 累進賃金モデル（Progressive Wage Model、PWM）の対象となる特定の業種または職業に従事するシンガポール国籍または永住権保有者（現地従業員）に、PWMに基づく賃金を支払うこと
- ii) PWMの対象でないフルタイムの現地従業員に、Local Qualifying Salary (LQS)以上の月給を支払うこと

LQSを支払った現地従業員の人数は、外国人労働者の雇用に必要な就労許可証（S PassやWork Permit）の発給枠（Quota）の判定基準として使用されている。LQSは、低所得労働者の生活水準を改善し、外国人労働者数を管理する目的で、賃金成長と連動するように定期的に見直されている。

フルタイムの現地従業員の LQS について、2026 年 7 月 1 日から、1,600 S ドルから 1,800 S ドルに引き上げられることが 2026 年予算案で公表された。パートタイムの現地従業員については、最低時給が 10.5 S ドルであることが Quota の追加要件となっており、現行ルールから変更はない。

Quota の計算については、新 LQS に基づき、以下のとおり改定される。

- i) 月給 1,800 S ドル以上のフルタイムまたはパートタイムの現地従業員 1 人につき、1 人として計算
- ii) 月給 900 S ドル以上 1,800 S ドル未満のパートタイムの現地従業員 1 人につき、0.5 人として計算

シンガポール人材省 (Ministry of Manpower, MOM) : 「[Local Qualifying Salary](#)」

## 2. 累進給与補助金制度 (PWCS) の拡充と適用期間の延長

Progressive Wage Credit Scheme (PWCS) は、低所得労働者を対象とした賃金の段階的な引き上げの支援を目的として、2022 年の予算案で導入された。2022～2026 年におけるシンガポール人及びシンガポール永住権保有者 (現地従業員) の昇給の一部を政府が負担する制度で、現行制度の概要は以下のとおりである。

- a) 月給 3,000 S ドル以下の現地従業員の給与引き上げに対して、補助金が支給される。各対象年度の現地従業員 1 人あたりの平均月給昇給額が 100 S ドル以上の場合、PWCS 支給の対象となる。
- b) 上記 a) の要件を満たす場合、政府は、各対象年度の昇給に対して、2 年間補助金を支給する。例えば、2025 年の昇給が、2026 年も維持された場合には、2025 年と 2026 年の 2 年間、補助金を支給する。
- c) 昇給後の平均月給が 4,000 S ドルを超える現地従業員には PWCS は適用されない。

2026 年に政府が負担する現地従業員の給与の割合について、以下表のとおり、2026 年の昇給額を 20% から 30% に引き上げ、適用期間を 2 年間延長し 2028 年までとすることが、2026 年予算案で公表された。なお、2027 年と 2028 年の最低月給昇給額の要件は、100 S ドルから 200 S に引き上げられた。

| 対象年度 | 補助金<br>支給時期 | 現行  | 予算案での提案    | 最低月給昇給額 |
|------|-------------|-----|------------|---------|
| 2026 | 2027年 Q1    | 20% | 30% (+10%) | S\$ 100 |
| 2027 | 2028年 Q1    | -   | 30%        | S\$ 200 |
| 2028 | 2029年 Q1    | -   | 20%        | S\$ 200 |

PWCS は申請手続き不要で、支給額は CPF 拠出情報をもとに計算される。電子的に銀行口座に振り込まれるため、対象企業は、IRAS への GIRO 登録もしくは、PayNow Corporate の登録が必要となっている。

IRAS : 「[Progressive Wage Credit Scheme](#)」

### 3. シニア就労者の中央積立基金（CPF）拠出率の引き上げと雇用者の負担軽減策

Central Provident Fund（CPF）はシンガポール人およびシンガポール永住権保持者の従業員を対象とした制度で、雇用者および従業員は、給与に対して一定の割合で CPF を拠出することになっている。

2019年に、55～70歳の CPF 拠出率については、2030年までに段階的に引き上げられる予定であることが発表され、2022年1月、2023年1月、2024年1月、2026年1月に引き上げが実施された。2027年1月1日より、55歳超～65歳の従業員を対象として、以下表のとおり、CPF 拠出率を引き上げることが2026年予算案で公表された。企業の負担を軽減する目的で、2027年1～12月の1年間について、雇用者の CPF 拠出率の増加分の半分（0.25%）に相当する金額は、政府が負担する。

| 現地従業員の<br>年齢 | 2026年1月～<br>現行の CPF 拠出率         | 2027年1月～<br>(2026年予算案での提案)         | 2030年まで<br>(目標)    |
|--------------|---------------------------------|------------------------------------|--------------------|
| 55歳以下        | 37.0%<br>雇用者：17.0%<br>従業員：20.0% | 同左                                 | 同左                 |
| 55歳超～60歳     | 34.0%<br>雇用者：16.0%              | 35.5% (+1.5%)<br>雇用者：16.5% (+0.5%) | 37.0%<br>雇用者：17.0% |

|          |                                 |   |           |
|----------|---------------------------------|---|-----------|
|          | 従業員：18.0%                       | 従業員：19.0% (+1.0%)                                       | 従業員：20.0% |
| 60歳超～65歳 | 25.0%<br>雇用者：12.5%<br>従業員：12.5% | 26.0% (+1.0%)<br>雇用者：13.0% (+0.5%)<br>従業員：13.0% (+0.5%) | 同左        |
| 65歳超～70歳 | 16.5%<br>雇用者：9.0%<br>従業員：7.5%   | 同左  | 同左        |
| 70歳超     | 12.5%<br>雇用者：7.5%<br>従業員：5.0%   | 同左  | 同左        |

政府負担の CPF 拠出額は、CPF 拠出情報をもとに計算される。電子的に銀行口座に振り込まれるため、対象企業は、IRAS への GIRO 登録もしくは、PayNow Corporate の登録が必要となっている。

CPF：「[What are the changes to the CPF contribution rates for senior workers that will take effect from 1 January 2027?](#)」

## 4. 外国人労働者政策

### (1) Employment Pass (EP) 保持者と S Pass 保持者の最低給与の引き上げ

#### EP 保持者

MOM は、高度人材を EP 保持者として確保するため、現地従業員の専門職、管理職、幹部、技術者の賃金上位 3 分の 1 に基づいて EP の最低給与を定期的に見直している。

EP 取得に必要な最低給与水準が、以下表の通り引き上げられることが、2026 年度予算案で公表された。改定後の給与は、新規の EP については、2027 年 1 月 1 日以降の申請から、EP の更新については、1 年遅れの 2028 年 1 月 1 日以降の申請から適用されることが提案された。現行および改定後の最低給与は、23 歳から年齢が上がるにつれ段階的に引き上げられる。

| 業種 | 現行の最低給与 | 改定後の最低給与 |
|----|---------|----------|
|----|---------|----------|

|                 |  |  |
|-----------------|--|--|
| 金融セクターを除くすべての業種 | S\$ 5,600/月<br>(45 歳以上の申請者の最低給与は、S\$ 10,700) | S\$ 6,000/月<br>(45 歳以上の申請者の最低給与は、S\$ 11,500) |
| 金融セクター          | S\$ 6,200/月<br>(45 歳以上の申請者の最低給与は、S\$ 11,800) | S\$ 6,600/月<br>(45 歳以上の申請者の最低給与は、S\$ 12,700) |

MOM : 「[Eligibility for Employment Pass](#)」

### **S Pass 保持者**

MOM は、上位 3 分の 1 の準専門職および技術者の賃金に基づいて、S Pass 保持者の雇用コスト（必要給与と外国人雇用税）を定期的に見直している。

新規の S Pass 取得に必要な最低給与水準が、以下表のとおり引き上げられる。改定後の給与は、新規の S Pass については 2027 年 1 月 1 日以降の申請から、S Pass の更新については 1 年遅れの 2028 年 1 月 1 日以降の申請から適用されることが提案された。現行および改定後の最低給与は、23 歳から年齢が上がるにつれ段階的に引き上げられる。

| 業種              | 現行の最低給与                                     | 改定後の最低給与                                    |
|-----------------|---|---|
| 金融セクターを除くすべての業種 | S\$ 3,300/月<br>(45 歳以上の申請者の最低給与は、S\$ 4,800) | S\$ 3,600/月<br>(45 歳以上の申請者の最低給与は、S\$ 5,100) |
| 金融セクター          | S\$ 3,800/月<br>(45 歳以上の申請者の最低給与は、S\$ 5,650) | S\$ 4,000/月<br>(45 歳以上の申請者は最低給与は、S\$ 5,650) |

### **(2) 外国人雇用税 (FWL) の改定**

海運業、加工業、サービス業、製造業に従事するワークパーミット (Work Permit、WP) 保持者について、以下表のとおり、2028 年 1 月から Foreign Worker Levy (FWL) を改定することが、2026 年度予算案で提案された。実施時期など詳細については、後日、MOM から公表される予定である。

| セクター | WP 保持者の国籍                               | 現行の FWL 月額 |         | 改定後の FWL 月額 |         |
|------|---|------------|---------|-------------|---------|
|      |   | R1         | R2      | R1          | R2      |
| 海運   | 指定なし                                    | S\$ 350    | S\$ 500 | S\$ 350     | S\$ 600 |
| 加工   | マレーシア、北アジア <sup>(注1)</sup> 、中国          | S\$ 200    | S\$ 450 | S\$ 200     | S\$ 600 |
|      | Non-Traditional Sources <sup>(注2)</sup> | S\$ 300    | S\$ 650 | S\$ 300     | S\$ 800 |

(注1) 北アジアは、香港、マカオ、韓国、台湾が対象

(注2) Non Traditional Sources は、バングラデシュ、ブータン、カンボジア、インド、ラオス、ミャンマー、フィリピン、スリランカ、タイが対象

| セクター | Tier   | Dependency Rate Ceiling (DRC) <sup>(注4)</sup> | 現行の FWL 月額 |         | 改定後の FWL 月額 |         |
|------|--------|---|------------|---------|-------------|---------|
|      |        |   | R1         | R2      | R1          | R2      |
| サービス | Tier 1 | ≤ 10%   | S\$ 300    | S\$ 450 | S\$ 400     | S\$ 600 |
|      | Tier 2 | 10%超 ≤ 25%                                    | S\$ 400    | S\$ 600 |             |         |
|      | Tier 3 | 25%超 ≤ 35%                                    | S\$ 600    | S\$ 800 | S\$ 600     | S\$ 800 |
| 製造   | Tier 1 | ≤ 25%   | S\$ 250    | S\$ 370 | S\$ 300     | S\$ 470 |
|      | Tier 2 | 25%超 ≤ 50%                                    | S\$ 350    | S\$ 470 |             |         |
|      | Tier 3 | 50%超 ≤ 60%                                    | S\$ 500    | S\$ 650 | S\$ 550     | S\$ 650 |

(注3) 上表の R1 は Higher-Skilled、R2 は Basic-Skilled の技能レベルの労働者が対象

(注4) DRC は、全従業員に対する外国人労働者の雇用上限率